庁舎内広告掲載仕様書

1　掲載可能な広告スペース

区画	場　所	寸法（ｍｍ）/１区画 高さ×幅 ※下記寸法範囲内への掲載とします
A	別館１階市民課待合所（東側）	1,100×800
B	〃　　（西側）	〃
C	別館立体駐車場１階 エレベーター前	1,100×1,800
D	別館１階東側通路（南側）	1,100×800
E	〃　（南側から２番目）	〃
F	〃　（北側から２番目）	〃
G	〃　（北側）	〃
H	別館２階東側通路（南側）	1,100×1,800
I	〃　　（北側）	〃
J	別館２階　本館への渡り廊下前	〃
K	別館１階西側通路（南側）	〃
L	〃　　（北側）	〃

※庁舎内広告掲載仕様書別紙参照

2　広告スペースの仕様

区画Ａ、Ｂ、Ｄ、Ｅ、Ｆ、Ｇ	広告面積範囲内において、広告物を収めたＢ１サイズのフレーム（上部２箇所につり具が付いているもの）１つを落札者が手配し、管財課が手配する吊り下げ用金具類に吊り下げて掲載するものとします。 ※フレーム背面に磁石を貼り付けさせていただきますので、撤去時に多少跡が残る可能性がございますがご了承ください。
区画Ｃ	広告面積範囲内において、Ｂ１サイズのフレーム２つを設置しておりますので、落札者は広告物のみ手配して掲載するものとします。
区画Ｈ～Ｌ	広告面積範囲内において、広告物を収めたＢ１サイズのフレーム（上部２箇所につり具が付いているもの）２つを落札者が手配し、管財課が手配する吊り下げ用金具類に吊り下げて掲載するものとします。 ※フレーム背面に磁石を貼り付けさせていただきますので、撤去時に多少跡が残る可能性がございますがご了承ください。

3　留意事項

表示について	広告枠上部・下部いずれかの隅に広告と表示してください。 （縦３cm×横５cm）
掲載が望ましくない業種又は業者、内容	鹿児島市広告掲載等指針、鹿児島市広告掲載等基準、庁舎内広告掲載募集要領の別表による。 ※掲載する広告は、鹿児島市の庁舎としての品位を損なうことなく、社会的に信用度の高い情報でなければならないことから、業種又は業者、内容については、鹿児島市の庁舎としての品性を妨げず、景観に配慮するものとし、市民感情に悪影響を及ぼす恐れがあるものについては掲載できない場合があります。
その他	鹿児島市広告掲載等指針、鹿児島市広告掲載等基準、庁舎内広告掲載募集要領を遵守してください。

4　広告内容審査のための書類提出について

1	令和９年４月１日から掲載予定の広告については、令和９年２月２６日までに、庁舎内広告掲載申込書及び掲載予定の原稿（データ）を提出してください。
2	既に掲載した広告内容を変更する場合は、変更掲載開始予定日から１月前までに、庁舎内広告内容等変更申込書及び変更予定の原稿（データ）を提出してください。
3	広告代理店業を営む者による新規広告主の広告掲載においては、広告主に対して鹿児島市が市税納付状況調査を行うことに同意する旨の同意書を原稿等と併せて提出してください。

5　申し込み・問い合わせ先

鹿児島市企画財政局財政部管財課　099-216-1157